

議案第83号

みやき町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及びみやき町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について

みやき町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びみや
き町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例を次のように定めるものとする。

令和 8年 9月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）が令和8年12月25日に施行されることに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部が改正されることから、みやき町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びみやき町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及びみやき町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

(みやき町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 みやき町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成26年みやき町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の
5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育
保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令
和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等という。以下こ
の条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用
乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業
務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用
乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定
する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(みやき町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第2条 みやき町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
（令和7年みやき町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法
第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び
民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する
法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。
以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合
に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接
する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当
該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項
に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならな

い。

附 則

この条例は、令和８年12月25日から施行する。

みやき町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に係る新旧対照表（第1条関係）

改 正 前	改 正 後
(新設) 第13条 削除 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等という。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

みやき町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に係る新旧対照表（第2条関係）

改 正 前	改 正 後
(新設) (新設)	<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴

改 正 前	改 正 後
	<u>力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>